

令和6年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和6年12月3日	
2	招 集 日	令和6年12月10日	
3	提出議案件数	23件	
	予 算	3件	
	条 例	3件	
	その他	17件	
4	議案等件名		
	議案第 79 号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第6回） の専決処分について	1
	議案第 80 号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第7回） について	別 冊
	議案第 81 号	令和6年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について	
	議案第 82 号	令和6年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第1回）について	
	議案第 83 号	橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と 交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋におけ る耐震補強工事委託に関する変更協定の締結に ついて	2
	議案第 84 号	第3期西条市総合計画基本構想の策定について .	3
	議案第 85 号	西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市 小松生きがいデイサービスセンターの指定管理 者の指定について	5
	議案第 86 号	西条市西部総合福祉センターの指定管理者の指 定について	〃
	議案第 87 号	西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指 定について	〃
	議案第 88 号	西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について .	〃
	議案第 89 号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について .	〃
	議案第 90 号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定 管理者の指定について	〃
	議案第 91 号	西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定に ついて	〃
	議案第 92 号	西条市観光交流センターの指定管理者の指定に	

	について	5
議案第 93 号	新たに生じた土地の確認について	6
議案第 94 号	字の区域の変更について	7
議案第 95 号	字の新設及び区域の変更並びに小字の廃止につ いて	8
議案第 96 号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び組合規約の変更について	9
議案第 97 号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退 に伴う財産処分について	10
議案第 98 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	11
議案第 99 号	西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条 例について	12
議案第 100 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例につい て	13
報告第 17 号	損害賠償請求事件における和解の専決処分につ いて	14

議案第 79 号 令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回）の専決
処分について

（財政課）

1 提出の理由

令和 6 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散されたことにより、令和 6 年 10 月 27 日に執行された第 50 回衆議院議員総選挙にかかる経費を予算措置したものの

3 予算の内容

61,099 千円

報償費 16,870 千円

備品購入費 9,460 千円

その他 34,769 千円

財源内訳

県支出金 57,872 千円

繰越金 3,227 千円

議案第 83 号 橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する
西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託
に関する変更協定の締結について
(建設道路課)

1 提出の理由

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託に関する変更協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

175,828,251 円
(37,571,749 円の減)

(2) 協定の相手方

香川県高松市朝日町四丁目 1 番 3 号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 後 藤 由 成

(3) 変更内容

掘削埋戻土の運搬費や交通規制回数等の減少、枠組足場等の仮設材の存置期間が短縮されたことによる減額及び入札減少金による協定金額の変更

議案第 8 4 号 第 3 期西条市総合計画基本構想の策定について

(政策企画課)

1 提出の理由

第 3 期西条市総合計画基本構想を策定するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 第 3 期西条市総合計画の役割

本市が目指すまちづくりの方向を体系化して示したもので、本市の最上位の計画として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものである。

(2) 第 3 期西条市総合計画の期間

令和 7 年度から令和 1 6 年度までの 1 0 年間を計画期間とする。

(3) 第 3 期西条市総合計画基本構想の内容

ア 将来都市像

これまでの将来都市像を引き継ぎ、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とし、「目指すまちのキャッチフレーズ」として「LOVE S A I J O まちへの愛が未来をつくる」を掲げることとした。

イ まちづくりの基本的な目標（重点目標）

目指す将来都市像の実現に向け、本市が今後 1 0 年間で取り組むべき重点目標として、子育て・教育、健康・福祉、防災・減災、産業・経済等の観点から 4 つの分野について掲げることとした。

ウ 西条市の目標人口

合計特殊出生率と社会増減の改善を考慮に入れて、人口の将来展望を算出し、令和 1 6 年（2 0 3 4 年）の目標人口を 9 3, 0 0 0 人に設定した。

(4) 施策の大綱

ア 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

子ども・子育て環境の充実、健康づくり・医療体制の充実及び福祉の充実について、取り組むべき施策を示した。

イ 豊かな自然と共生するまちづくり

自然環境の保全、水資源の保全、循環型社会・衛生美化の推進、上水道の整備及び下水道の整備について、取り組むべき施策を示した。

ウ 快適な都市基盤のまちづくり

交通体系の整備、都市基盤の整備及び住宅・宅地の整備について、取り組むべき施策を示した。

エ 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

防災・減災対策の強化及び生活安全の確保について、取り組むべき施策を示した。

オ ふるさとを愛する豊かな心を育む教育・文化のまちづくり

学校教育の充実、社会教育の充実、地域文化の振興と継承、歴史文化の保全と活用及び人権・同和教育の推進について、取り組むべき施策を示した。

カ 活力あふれる産業振興のまちづくり

農業、林業及び水産業の振興、企業活動の活性化、事業創出に向けた環境づくり、観光産業の創出並びに産業人材・雇用環境について、取り組むべき施策を示した。

キ 構想の実現に向けて

協働によるまちづくりの推進、人口減少対策とシティプロモーションの推進及び行財政運営の推進について、取り組むべき施策を示した。

議案第 85 号～議案第 92 号

各公の施設の指定管理者の指定について

(地域福祉課・健康医療推進課・衛生施設課・産業振興課・観光振興課)

1 提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施 設 名	指定管理者候補
西条市丹原高齢者生活福祉センター	社会福祉法人
西条市小松生きがいデイサービスセンター	西条市社会福祉協議会
西条市西部総合福祉センター	社会福祉法人 西条市社会福祉協議会
西条市休日夜間急患センター	一般社団法人西条市医師会
西条市やすらぎ苑	道前総業有限会社
西条市食の創造館	株式会社 西条産業情報支援センター
西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設	西条市交流チャレンジ推進 グループ
西条市石鎚ふれあいの里	石鎚ふれあいの里運営委員会
西条市観光交流センター	一般社団法人 西条市観光物産協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

議案第 93 号 新たに生じた土地の確認について

(港湾河川課)

1 提出の理由

新たに生じた土地について確認するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 6 年 10 月 4 日付けで愛媛県の公有水面埋立工事により、西条市ひうち字西ひうち 7 番 7、7 番 8 及び 7 番 21 の地先に造成された面積 140,367.10 平方メートルの土地がしゅん功したため、当該土地が西条市に新たに生じた土地であることの確認を行うものである。

議案第 9 4 号 字の区域の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

愛媛県が埋立てを行った 1 4 0, 3 6 7. 1 0 平方メートルの土地を、「新たに生じた土地」として確認後、区域を設定する必要があり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

新たに生じた土地を、隣接地である「ひうち字西ひうち」の区域に編入しようとするものである。

議案第 95 号 字の新設及び区域の変更並びに小字の廃止について
(農業基盤整備課)

1 提出の理由

県営農地整備事業（新宮地区）は、平成 23 年度に事業着手し、令和 6 年度までに区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該事業地域内に字を新設し、及び区域を変更し、並びに小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 県営農地整備事業（新宮地区）
- (2) 事業年度 平成 23 年度から令和 6 年度まで
- (3) 区画整理面積 58.8ha
- (4) 新設する字 小松町新宮
- (5) 区域を変更する字 小松町新宮、小松町南川、小松町北川、玉之江
- (6) 廃止する小字 中之坪、新宮、日之本、広瀬、新宮畑、徳重、道場、井出ノ内、井出ノ向、松ノ丁、大坪、河原地

議案第 9 6 号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって津島水道企業団を愛媛県市町総合事務組合から脱退させ、組合規約を変更する。

議案第 97 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う
財産処分について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 7 年 3 月 31 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団が脱退することに伴う法第 289 条の規定による財産処分について、次のとおり定める。

【内容】

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第 5 条の 2 第 1 項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和 7 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させる。

議案第 98 号 西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

各条例における懲役又は禁錮との規定を、拘禁刑に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

罰則の適用等に関する経過措置その他所要の経過措置を定める。

議案第 99 号 西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条例について

(港湾河川課・都市計画課・農水振興課)

1 提出の理由

令和 6 年度末をもって、西条市ひうち地域振興整備事業特別会計（以下「ひうち特別会計」という。）を廃止するため、所要の条例改正等を行おうとするものである。

2 概要

- (1) ひうち特別会計を廃止するため、西条市特別会計条例（平成 16 年西条市条例第 50 号）におけるひうち特別会計に関する規定を削除する。
- (2) 西条市水産資源育成基金条例（平成 16 年西条市条例第 75 号）及び西条市ひうち緑地等管理基金条例（平成 16 年西条市条例第 76 号）において、ひうち特別会計にて管理している基金の管理会計を、一般会計に移行する。
- (3) 西条市ひうち地域振興整備基金条例（平成 16 年西条市条例第 74 号）を廃止する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、西条市ひうち地域振興整備基金条例の廃止に関する規定は、令和 7 年 3 月 31 日

議案第 1 0 0 号 西条市下水道条例の一部を改正する条例について
(下水道業務課)

1 提出の理由

下水道使用料を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市全体で平均改定率 2 8 . 6 % 値上げし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一する。
- (2) 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 3 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和 7 年 4 月及び 5 月分として徴収する下水道使用料の算定から適用する。

報告第 17 号 損害賠償請求事件における和解の専決処分について

(社会教育課)

1 提出の理由

損害賠償請求事件における和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

- (1) 市は、相手方に対し、解決金 65 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前述の金員を令和 6 年 12 月 2 日限り、相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と市は、本件について、本和解条項に定めるほか、相手方と市の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。